

普通地域内工作物（新・増・改）築行為届出書

自然公園法第33条第1項の規定により、富士箱根伊豆国立公園普通地域内において工作物の（新・増・改）築の行為をいたしたく、次のとおり届出します。

年 月 日

住 所

電 話

氏 名

[印]

静 岡 県 知 事

様

設計者等の連絡先

〒 ー

目 的			
行 為 地	市町村 大字 小字 地番	地 目	
	伊東市		
行為地及び 附近の状況			
工作物の種類			
施 行 方 法	敷地面積		
	工作物の 規 模	建築面積	m <sup>2</sup>
		延べ面積	m <sup>2</sup>
		建蔽率	%
		最高部高さ	m
	構 造		
	主要材料		
	外部の仕 上げ及び 色 彩	屋根 ( 色) 外壁 ( 色) 基礎 ( 色)	
関連行為 の 概 要			
施行後の周 辺の取扱			
予 定 期 日	着 手	受理の日より	日以内
	完 了	着手の日より	日以内
備 考	他の法令との関係	建築確認申請 宅地造成等許可申請	
	土 地 所 有 関 係	自己所有地： 年 月 日に申請人の所有権 を確認いたしました。 [印] 借 地：(所有者 )	
	そ の 他		

# 届 出 書 作 成 要 領

## 1 添付図面

- (1) 地形図（周辺 2 km 程度を含む縮尺 5 万分の 1 以上の位置図。行為地を朱色で明示すること。）
- (2) 附近概況図（周辺 2 0 0 m 程度を含む縮尺 5 千分の 1 以上の案内図。行為地を朱色で明示すること。）
- (3) 天然色写真（敷地周辺の状況を撮影した遠景写真 1 枚及び行為地の現況を撮影した近景写真 2 枚以上。写真に番号を付け、平面図には撮影位置及び方向を明示すること。また、敷地の範囲を赤線で記載すること。）
- (4) 公図写（該当地番を朱線で囲むこと。）
- (5) 配置図（建築物等の水平投影外周線は、点線により記入すること。）
- (6) 工作物設計図
  - ア. 平面図
  - イ. 立面図
  - ウ. 断面図（敷地断面図と兼用可）
  - エ. 構造図（矩形図）
  - オ. 意匠配色図（建築物等の外部の彩色。立面図と兼用でもよい。）
- (7) 修景図（行為終了後における植栽の他、修景の方法を明らかにした縮尺 1 千分の 1 以上の図面
- (8) 敷地断面図（敷地の現況縦横断面図。縮尺 1 千分の 1 以上の図面）
- (9) 行為の施行方法の表示に必要な図面。（支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等）

行為の施行方法を明らかに縮尺 1 千分の 1 以上の図面
------------------------------

## 2 注意事項

- (1) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- (2) 「行為地及びその附近の状況」欄には、目標となる施設からのおよその距離、地形、植生等を記入し、別荘分譲地にあつては分譲地名、区画番号を記入すること。
- (3) 「工作物の種類」欄には、建築物については、住宅、別荘、保養所、民宿、ペンション、食堂併用住宅など当該建築物の用途が分かるように具体的に記入すること。
- (4) 「工作物の規模」欄には、建築物については、建築面積、各階層ごとの床面積、延べ床面積、建蔽率、最高部の高さを記入すること。また、増築の場合には、既存及び増築の建築面積、床面積が分かるように記入すること。  
なお、記入しきれない場合には、別紙にして記入すること。

- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事中仮工作物の設置等、当該行為に伴う関連行為の種類及びその施行方法を記入すること。
- (6) 「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等、風致景観の保護のために行う措置を記入すること。
- なお、詳細については、添付図面に表示すること。
- (7) 「他の法令との関係」欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- (8) 「土地所有関係」欄には、敷地が自己所有地の場合は、申請人の土地所有権を確認した年月日を記入するとともに、確認者は署名し、押印すること。
- また、敷地が借地の場合には、土地所有者の使用承諾書を添付すること。
- (9) 「その他」欄には、以前、自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨及び許可処分の日付、番号等を記入すること。
- (10) 既存木の伐採は必要最小限とし、支障木は、極力当該行為の敷地内、周辺の国立公園事業施設又は公共施設の敷地内に移植する等により活用を図ること。
- (11) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

# 記載例

## 普通地域内工作物（新・増・改）築行為届出書

自然公園法第33条第1項の規定により、富士箱根伊豆国立公園普通地域内における工作物の（新・増・改）築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日  
(提出日とすること)

住所	住所	伊東市〇〇町〇番〇号	
	電話	0557-△△-△△△△	
	氏名	伊東太郎	[印]

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

静岡県知事

殿

設計者等の連絡先

〒 ×××-××××

伊東市〇〇町△番×号

〇〇設計事務所

代表取締役 〇山△男

電話番号 0557-〇〇-〇〇〇〇

目的	(例1) 現在借家住いであるが、当該地に持家を新築し、完成後は日常の住いとして利用する。 (例2) 生活の本拠地は東京であるが、週末に休養のため別荘として利用する。		
行為地	市町村 大字 小字 地番	地目	
	伊東市 八幡野 字 株尻〇〇〇〇-〇〇	山林	
行為地及び 附近の状況	行為地は伊豆急伊豆高原駅の北役1kmの〇〇分譲地の一角で、南東側に緩く傾斜した雑木林地である。付近には別荘、保養所等が点在する。 (区画番号：第〇次△号)		
工作物の種類	(例1) 専用住宅 (例2) 別荘		
施行方法	敷地面積	1,000.00 m <sup>2</sup>	
	工作物の 規 模	建築面積	180.5 m <sup>2</sup>
		延べ面積	245.0 m <sup>2</sup>
		建蔽率	18.05%
		最高部高さ	8.2 m
	構 造	木造 カラーベスト 2階建て	
	主要材料	コンクリート、モルタル、木材、ガラス、カラーベスト、鉄板	
	外部の仕 上げ及び 色 彩	屋根	カラーベスト (茶色)
外壁		モルタル (クリーム色)	
基礎		コンクリート (灰色)	
関連行為 の 概 要	建物建設地内の支障木を4本伐採し、基礎工事に伴う残土10m <sup>3</sup> は敷地内に敷き均す ・カーポート砂利敷〇〇m <sup>2</sup> アプローチ階段敷石 長さm×幅m		
施行後の周 辺の取扱	建物の周辺には、修景のために桧10本、桜7本、ツバキ5本を植栽する。		
予定期日	着手	許可の日より 7 日以内	
	完了	着手の日より 120 日以内	
備 考	他の法令との関係	建築確認申請 併願 宅地造成等許可申請	
	土地所有関係	自己所有地： 〇年△月×日に申請人の所有権 を確認いたしました。〇山△男 [印] 借 地：(所有者 )	
	そ の 他		